官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建設工事統計調査規則の一部を改正する省令（**国土交通**六三）　一
〔**法規的告示**〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**二〇九）　一
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**四五一）　二
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（**環境**五六）　三
〔**その他告示**〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二一〇、二一一）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一四八～一五一、一五三）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一五二）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**四五二）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**二七、二八）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**七二～七四）　八
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**三八）　八
〔**国会事項**〕
〔**人事異動**〕
財務省　最高裁判所　愛知県　福岡県
名古屋市　京都市　九
〔**皇室事項**〕　九
〔**官庁報告**〕
官庁事項　九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四〇）　一〇
〔**公　告**〕
諸事項　一〇
官庁
財団、有権者申出方関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二
会社その他
代表者の氏名　主たる事務所の所在地
会計責任者の氏名
愛煙党　渡久地祐貴　埼玉県戸田市美女木一二一四―五
渡久地祐貴　東京都府中市住吉町二―三〇―四〇
松田　道人　加藤　慎介
ＡＩ党　木内　孝胤　木内　正胤　東京都港区元赤坂一―二―七
木内たかたね後援会

省　令

○国土交通省令第六十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建設工事統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設工事統計調査規則の一部を改正する省令

建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告の義務及びその方法） **第八条**　（略） ２・３　（略） ４　施工調査指定建設業者は、建設工事について、前条第二項各号に掲げる事項を、国土交通大臣が定める調査票により、毎年九月三十日までに当該者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 （調査票の審査及び提出） **第十二条**　都道府県知事は、第八条第一項及び第四項の規定に基づいて提出された調査票を整理審査し、次に掲げる期日までに国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　施工調査に係る調査票　毎年十月三十一日	（報告の義務及びその方法） **第八条**　（略） ２・３　（略） ４　施工調査指定建設業者は、建設工事について、前条第二項各号に掲げる事項を、国土交通大臣が定める調査票により、毎年七月三十一日までに当該者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 （調査票の審査及び提出） **第十二条**　都道府県知事は、第八条第一項及び第四項の規定に基づいて提出された調査票を整理審査し、次に掲げる期日までに国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　施工調査に係る調査票　毎年八月三十一日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百九号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和七年六月六日

総務大臣　村上誠一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛煙党	渡久地祐貴	渡久地祐貴	埼玉県戸田市美女木一二一四―五
ＡＩ党	松田　道人	加藤　慎介	東京都府中市住吉町二―三〇―四〇
木内たかたね後援会	木内　孝胤	木内　正胤	東京都港区元赤坂一―二―七

教育を考える会	佐藤　武志	佐藤　武志	愛知県稲沢市駅前四―一―五
クリエイティブドア（Ｃｒｅａｔｉｖｅ　Ｄｏｏｒ）	道上　雅彦	道上　雅彦	東京都葛飾区高砂三―二八―一九
興亜新聞社	岩谷　日新	岩谷　日新	大阪府東大阪市寿町二―一―三
皇国清和雄心塾	今川裕四郎	今川裕四郎	和歌山県御坊市島六六八―七
公認会計士による赤間二郎後援会	須田　均	須田　章	神奈川県愛甲郡愛川町中津六一四九
公認会計士による甘利明後援会	須田　均	須田　章	神奈川県愛甲郡愛川町中津六一四九
公認会計士による鈴木馨祐後援会	須田　均	須田　章	神奈川県愛甲郡愛川町中津六一四九
公認会計士による三原じゅん子後援会	須田　均	須田　章	神奈川県愛甲郡愛川町中津六一四九
公認会計士による義家弘介後援会	須田　均	須田　章	神奈川県愛甲郡愛川町中津六一四九
国際基金運用審議会	高山　隆憲	木村三喜男	東京都府中市本町一―一二―二
國士玄洋社	中山　昌幸	川口芳四郎	東京都千代田区大手町一―六―一
國士黒龍会	中山　昌幸	川口芳四郎	東京都千代田区大手町一―六―一
國士卍字會	中山　昌幸	川口芳四郎	東京都千代田区大手町一―六―一
国民と共に歩む	中西　敏男	中西　建策	大阪府大阪市平野区加美正覚寺一―一四―二
国民民主党（深澤　宏文）	深澤　宏文	深澤　宏文	東京都練馬区大泉学園町六―三―二五
黒龍会	中山　昌幸	川口芳四郎	東京都千代田区大手町一―六―一
国家社会主義日本労働者党	山田　一成	山田　一成	東京都世田谷区深沢五―一五―五
ｇｏｎｎａ	西野　陽	花野　恭子	大阪府東大阪市岩田町五―一一―二
小林こうせいと共に進む会	小林　宏靖	小林　道仁	東京都国立市東三―一九―三三
幸せにする党	小山　恵吾	小山　恵吾	東京都大田区東糀谷四―四―五
ＣＯ２緑の党・日本の政治、経済、生活を再生する会	山口　敏夫	尾上恵美子	東京都文京区本郷五―一六―一〇
自動運転推進党	西田　秀行	西田　美裕	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三―四―三
自由自在党	嘉納　道致	嘉納　道致	岐阜県岐阜市江添三―八―四
自立と共生	細川　博司	毛利　克彦	福岡県久留米市東町二五―三〇
新政経懇話会	花田　叶	花田　叶	東京都西東京市中町四―五―一六
新日本のこころ	中野　正志	伊藤　清二	東京都渋谷区神宮前三―一四―一五
新風会（本保　敬人）	本保　敬人	町田　哲隆	新潟県岩船郡粟島浦村一三九
政治結社香川誠心会	安藤　嘉英	西山　淳志	香川県観音寺市粟井町一一七一―六
政治結社菊水社	山平　太一	山平　太一	福岡県久留米市南町一―一四―一二
政治結社皇国神州塾	平田　正義	平田　正義	長崎県佐世保市早苗町六七七―一
政治結社皇神社	佐々木由美	鈴木　力	東京都足立区椿一―四―八
政治結社國士塾岡山県本部	山本　清隆	高坂　翔	岡山県津山市野介代一四七二―三三
政治結社秀成恵同志會	中野　一成	中野　一成	大阪府寝屋川市大成町九―五
政治結社大行社湘南支部	森　博明	森　博明	神奈川県厚木市愛甲四―五―一一
政治結社大日本愛国正導会	三上　誠司	久保倉久夫	茨城県土浦市並木五―四一―一二―二八
政治結社大日本皇道國士義勇会	小椋　亮	谷　元樹	神奈川県茅ヶ崎市西久保一五二八
政治結社大日本国命会総本部	森　浩二	森　浩二	神奈川県横浜市旭区南希望が丘二―二
政治結社天道義神塾	古賀　天明	古賀　天明	長崎県佐世保市鵜渡越町四五
政治結社伴東社左図	池谷　幸雄	金沢　進二	東京都中野区沼袋四―二―一一
政治結社報徳会	中村　広仁	堀越　久雄	千葉県君津市北久保一―一―五
政治結社大和塾	守分　四郎	守分　四郎	香川県仲多度郡多度津町家中七―一三
政治団体国歌啓蒙委員会	野崎　幸三	市川　重幸	東京都練馬区関町東一―二〇―一四
政治団体日の丸会総本部	矢倉　哲雄	矢倉　哲雄	東京都江東区南砂三―一―二
創世カウンシル	野村　一也	野村　一也	北海道磯谷郡蘭越町富岡一〇三五―三
大日本親衛隊	中野　冬樹	中野　冬樹	群馬県渋川市渋川三六六二―一四
大日本赤誠会愛知県本部	長谷川裕行	河合　政彦	愛知県名古屋市名東区引山三―六〇五
大日本憂国党總本部	石田　隆昭	石田　隆昭	福岡県福岡市博多区那珂六―一―二
天明塾	糸井　廣志	岡田　靖	京都府京丹後市網野町浜詰三二八
東京・幸志会	柿澤　幸絵	野上　七郎	東京都江東区富岡一―二六―二一
日本一心党	岩田　政憲	風間　真也	東京都港区芝公園二―三―九
日本干支歴廃止維新の会	清水　孝雄	清水　孝雄	東京都大田区池上八―一五―一
日本議会議員青年部	前原　孝植	前原　孝植	北海道虻田郡ニセコ町本通四―一九
日本皇道塾	田山　学	田山　学	千葉県船橋市二和東五―六四―三
日本憂国青年同盟	長谷川裕行	河合　政彦	愛知県名古屋市名東区引山三―六〇五
深沢ひろふみ後援会	深澤　宏文	深澤　宏文	東京都練馬区大泉学園町六―三―二五
真心党	宗　寿人	武藤　真	東京都新宿区新宿二―一一―七
４０代までの国民が安心して暮らせる党	野田　健一	野田　健一	東京都港区赤坂九―一―二
緑林会	木村　澤東	藤井　茂樹	大阪府大阪市城東区諏訪二―一一―三九

○国土交通省告示第四百五十一号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月六日　　国土交通大臣　中野　洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一高速自動車国道常磐自動車道の項中「いわき勿来インターチェンジ」の下に「、いわき小名浜インターチェンジ」を加える。

附　則

この告示は、令和七年八月七日から施行する。

○環境省告示第五十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ並びに第三号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年六月六日　　環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＸ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(6)　（略）	（略）
(7)　一―（二―ヒドロキシエチル）―二―ノル―（トール油アルキル）―二―イミダゾリン	一〇、〇〇〇
(8)　（略）	（略）

二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(13)　（略）	（略）
(14)　グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、ソルビトールエトキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物	一
(15)　（略）	（略）
(16)　ジエチレントリアミンペンタメチレンホスホン酸ナトリウム塩溶液	一

改正前

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＸ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(6)　（略）	（略）
(7)　（略）	（略）

二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(13)　（新設）	（略）
(14)　（新設）	（略）

---

(17)～(27)　（略）	（略）
(28)　廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が五十六重量パーセント以上かつ遊離脂肪酸の含有量が二十五重量パーセント未満のものに限る。）に限る。）	一〇
(29)　パーム油（油ヤシ空果房から得られたものに限る。）	一
(30)～(49)　（略）	（略）
(50)　硫酸第二鉄溶液	一〇

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　（略）	（略）
(2)　塩化カルシウム溶液	〇
(3)～(6)　（略）	（略）
(7)　ソルビトールプロポキシラート	〇
(8)・(9)　（略）	（略）
(10)　（（二―ヒドロキシエチル）イミノ）ジメチレン）ビスホスホン酸ナトリウム塩溶液	〇

---

(15)～(25)　（新設）	（略）
(26)～(45)　（新設）	（略）

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　（略）	（略）
(2)　塩化カルシウム溶液（濃度が三十五重量パーセント未満のものに限る。）	〇
(3)～(6)　（新設）	（略）
(7)・(8)　（新設）	（略）

(16)から(17)まで	(略)	(略)	(略)
(9)から(13)まで	(略)	(略)	(略)
(14)	(略)	(略)	(略)

(11)から(15)まで	(略)	(略)
	マレイン酸の共重合体の溶液	○
(17)	(略)	(略)

その他告示

○総務省告示第二百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月六日　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　令和七年度多国間訓練（カーン・クエスト25）参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月七日から令和七年六月三十日まで
三　派遣人数（概数）　七十人程度
四　派遣地域　モンゴル国

○総務省告示第二百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月六日　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　令和七年度国連三角パートナーシップ・プログラム（国連ＴＰＰ）派遣部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月七日から令和七年八月九日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派遣地域　ケニア共和国

○財務省告示第百四十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　財務大臣　加藤勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1303回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,411,950,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,088,000,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,408,583,250,750円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,086,926,144,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年５月７日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭６厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭１厘３毛
12　償還期限	令和７年８月４日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年５月７日

○財務省告示第百四十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　財務大臣　加藤勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1304回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,677,480,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で822,500,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,671,640,971,400円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	820,706,950,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年５月12日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭８厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭２厘
12　償還期限	令和７年11月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年５月12日

○財務省告示第百五十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1305回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,432,280,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,067,700,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,428,841,210,100円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,066,630,164,600円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年５月12日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭７厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭９厘８毛
12　償還期限	令和７年８月12日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年５月12日

○財務省告示第百五十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1306回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,423,280,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,076,700,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,420,144,098,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,075,713,742,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年５月19日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭８厘４毛
12　償　還　期　限	令和７年８月18日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年５月19日

○財務省告示第百五十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1307回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,452,370,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で747,600,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,438,471,511,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	743,361,108,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年５月20日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円42銭５厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円43銭３厘
12　償　還　期　限	令和８年５月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年５月20日

○財務省告示第百五十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年五月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月六日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1308回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額
(1)　価格競争入札発行　額面金額で3,427,280,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で1,072,700,000,000円
7　払込金額
(1)　価格競争入札発行　3,424,020,596,100円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　1,071,679,862,300円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日　令和７年５月26日
11　発行価格
(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき99円90銭２厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額100円につき99円90銭４厘９毛
12　償還期限　令和７年８月25日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額　額面金額100円につき100円
14　元金支払場所　日本銀行
15　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日　令和７年５月26日

○国土交通省告示第四百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1728	「型枠部分の熱抵抗を考慮したボイドスラブの熱貫流率」の構造方法に応じて評価する方法	５－１　断熱等性能等級	フジモリ産業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目23番７号	令和７年５月21日

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿賀野市寺社字鴨深甲三〇八六番三から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで	前 A	一一・八六～一〇・〇〇	九四・五〇メートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇・〇〇～八・三〇	一六四・四八メートル	
	C	八・三〇～一一・八六	四五・七〇メートル	
	後 A	一一・八六～一〇・〇〇	九四・五〇メートル	
	B	一〇・〇〇～八・三〇	三・二六〇キロメートル	
	C	八・三〇～一一・八六	一八・二八三メートル	
			一・〇九四キロメートル	
		八・三〇～一〇・〇〇	四六四・四八メートル	
		一〇・〇〇～一一・八六	四五・七〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
(二)　一般国道四十九号及び四百五十九号　阿賀野市寺社字鴨深甲三一二四番一から同市窪川原字柳島五二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
(三)　供用開始の期日　令和七年六月八日

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
彦根市古沢町字姫袋三四〇番一から同市古沢町字沢町二二三番六まで	前	一一・八六～八・四三	二九・四三メートル	
	後	一一・八六～二七・五五	〇〇・一八五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
有田市野字北地一六八番一から海南市冷水字大谷二〇二番一まで	前 A	八・八〇～一六・八〇	一二三・〇〇メートル	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一六・八〇～九・二〇	一五六・六〇メートル	
	C	九・二〇～九・九〇	一七八・二〇メートル	
	D	九・九〇～八・八〇	一二三・〇〇メートル	
	後 A	八・八〇～九・二〇	一三・八〇七キロメートル	
	B	九・二〇～九・九〇	〇・三七七キロメートル	
	C	九・九〇～八・八〇	五・八一六キロメートル	
	D	八・八〇～九・二〇	一三・八〇七キロメートル	
		九・二〇～九・九〇	〇・三七七キロメートル	
		九・九〇～一七・二〇	九〇・二〇〇メートル	
		一七・二〇～一六・八〇	一五六・六〇メートル	
		一六・八〇～八・八〇	一二三・〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	海南市下津町小南字上通り一八番六から同市冷水字大谷二〇二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月七日十五時

○四国地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百九号徳島東部都市計画道路事業

三・四・三十二号住吉万代園瀬橋線、三・四・十五号新浜東山手線及び三・六・三十八号万代浜側線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

公益通報者保護法の一部を改正する法律

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

議案提出

六月四日議員から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出）

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出）

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出）

食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出）

議案通知書受領

六月四日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問主意書（杉村慎治提出）

火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問主意書（吉川里奈提出）

自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問主意書（吉川里奈提出）

太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問主意書（吉川里奈提出）

大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問主意書（櫻井周提出）

大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問主意書（櫻井周提出）

食鳥処理工程に関する質問主意書（櫻井周提出）

議事日程

六月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号

令和七年六月五日（木曜日）

午後一時開議

第一　信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参議院提出）

参議院

議案付託

六月四日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）　総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）　厚生労働委員会に付託

議決通知

六月四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

質問主意書提出

六月四日議員から次の質問主意書が提出された。

強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を検察が不起訴処分としたことに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四三号）

候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四四号）

児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四五号）

日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四六号）

報告書提出

六月四日委員長及び調査会長から次の報告書を提出した。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）

外交・安全保障に関する調査報告書

国民生活・経済及び地方に関する調査報告書

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書

法律公布奏上及び通知

六月四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

公益通報者保護法の一部を改正する法律

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

人事異動

財務省

日本銀行参与に任命する（各通）（六月四日）
　飯島　彰己　松本　正義

最高裁判所

東京地方裁判所判事
東京簡易裁判所判事に補する
　太田　健介
東京簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　本吉　弘行
東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
　東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　安岡美香子
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
同
　高津戸拓也
前橋家庭裁判所判事に補する
前橋家庭裁判所太田支部勤務を命ずる
兼ねて前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所太田支部勤務を命ずる
太田簡易裁判所判事に補する
　千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事
　菅家　忠行
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
　千葉家庭裁判所判事
　田中　智子
部の事務を総括する者に指名する（以上五月三十日）
　判事兼簡易裁判所判事
　寺本　昌広
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所松江支部勤務を命ずる
広島高等裁判所松江支部長を命ずる
松江簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事
沼津簡易裁判所判事に補する
沼津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる
静岡地方裁判所沼津支部長を命ずる
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる
静岡家庭裁判所沼津支部長を命ずる
　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　古谷健二郎
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（以上六月二日）
　前田　英子

○定年退官
簡易裁判所判事内山修は六月一日限り定年退官

愛知県

○監査委員選任
稲本和仁委員及び島倉誠委員は、五月二十一日辞職し、同月二十二日次の者が選任された。
　監査委員　寺西　睦
　同　石塚吾歩路

○議長選挙
直江弘文議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　川嶋　太郎

○副議長選挙
新海正春副議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　南部　文宏

福岡県

○議長選挙
江口善明副議長は、五月十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　中尾　正幸

名古屋市

○議長選挙
田中里佳議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　西川ひさし

○副議長選挙
田邊雄一副議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　うえぞの晋介

○監査委員選任
松井よしのり委員及び森ともお委員は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選任された。
　監査委員　金庭　宜雄
　同　塚本つよし

京都市

○監査委員選任
山本惠一委員及び青野仁志委員は、五月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。
　監査委員　西村　義直
　同　隠塚　功

○議長選挙
西村義直議長は、五月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
　議長　下村あきら

○副議長選挙
平山よしかず副議長は、五月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
　副議長　吉田　孝雄

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、ガボン大統領ブリス・クロテール・オリギ・ンゲマ閣下の大統領就任につき、六月三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日
北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号
(三) 占用を制限する区域　阿賀野市寺社字鴨深甲三一二四番一から同市窪川原字柳島五二六番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月七日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

備考

近畿地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
海南市下津町小南字上通り三四番一から同市冷水字口無一七二番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十三号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
大阪市港区弁天一丁目一番一地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

公　告

諸　事　項

工場財団

広島県大竹市港町一丁目５番１号**中川製袋化工株式会社**の工場財団に広島県大竹市港町一丁目５番１号中川製袋化工株式会社大竹工場及び滋賀県長浜市祇園町字対ノ御前773番地中川製袋化工株式会社長浜工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年６月６日　　広島法務局廿日市支局

有権者申出方

元当局所属公証人市村弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年６月６日　　東京法務局

元当局所属公証人渡邊徳昭の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年６月６日　　東京法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第四十一号）

令和七年六月六日

名古屋市千種区猪高町大字猪子石字山之端八一番地の四　（甲）伸和交通株式会社

代表取締役　大和　直樹

名古屋市守山区菱池町一一番三号

（乙）ライオン交通株式会社

代表取締役　大和　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

宮崎県児湯郡新富町富田南一丁目九四

（甲）Ｂｅｓｔａｙｓ合同会社

代表社員　豊福　香織

宮崎県児湯郡新富町富田南一丁目九四

（乙）Ｏｎｇｏ合同会社

代表社員　豊福　香織

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在北海道函館市梁川町四番地二　屋号ライジング函館五稜郭）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年七月二十六日

掲載頁　八頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三四頁（号外第一一七号）

令和七年六月六日

東京都中央区銀座三丁目九番七号

（甲）株式会社ベガスベガス

代表取締役　高橋　秀之

神戸市中央区明石町三二番地

（乙）株式会社カネマツ

代表取締役　大滝　雅之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＧＯドライブ株式会社（住所東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー）に対して当社のスマートドライビング事業及び同事業で収集したデータを活用した道路情報の自動差分抽出事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月六日

掲載頁　二十七頁

令和七年六月六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー　ＧＯ株式会社

代表取締役社長　中島　宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

千葉市中央区富士見一丁目一三番一一号

合同会社メイクアファン

代表社員　野々村　陽

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番三四号

新宿東海ビル三階

証明用電気計器工事合同会社

代表社員　松崎　真大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

東京都港区南青山三丁目一八番一九号ＦＥＳＴＡＥ表参道本館五階

Ｒｅｎｚｏ合同会社

代表社員　髙柳奈奈子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

東京都新宿区新宿七―一九―二セブンフラット新宿一Ｆ

合同会社ビーワン

代表社員　ビリグンダレ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

東京都荒川区南千住七丁目二三番四―六〇四号

合同会社さくら不動産管理

代表社員　鈴木　昭子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

静岡県浜松市中央区有玉南町一三九四―三

合同会社はぴらいふ

代表社員　大久保　惠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

名古屋市緑区滝ノ水五丁目一二一六番地の一

合同会社ＨＡＣＣＩ

代表社員　西尾　秀美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町三八八番地二コーペラティーフ新町錦一〇一

ＳＯＭＯＳＯＭＯ合同会社

代表社員　酒井　英一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百四万四千八百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://bankey.jp

令和七年六月六日

東京都千代田区西神田二丁目一―八―一二Ｆ

株式会社ＢＡＮＫＥＹ

代表取締役　阪本　善彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億八百五万二千六百十五円減少し、減少する資本金の額のうち八億三千八百六十一万四千七百六十円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和七年六月六日

東京都港区新橋六丁目一一番八号ＰＯＲＴＯＮＥＳＨＩＭＢＡＳＨＩ　三Ｆ

A'alda Japan株式会社

代表取締役　奥田　昌道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千三百万円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

東京都千代田区五番町一二番地七―二〇四三

飛鳥開発合同会社

代表社員　キム・ジョンミン

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十一日を効力発生日とし、カーク産業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月六日

東京都練馬区平和台一丁目四番二号

株式会社ＡＤＣホールディングス

代表取締役　足立　佳寛

準備金の額の減少公告

当会社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月六日

静岡県富士宮市万野原新田三七一八番地の一

大宮精機ホールディングス株式会社

代表取締役　金子建太郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十二日

掲載頁　九十二頁（号外第四十九号）

令和七年六月六日

愛知県刈谷市半城土町生出一〇四番地一四

ＩＧＥホールディングス株式会社

代表取締役　稲垣　徹也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千九百三十二万五千円、資本準備金の額を二億一千五十二万五千円減少し、それぞれ八千一百二十五万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　ＧＣＪＧ４５株式会社

代表取締役　西野　貴司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日を基準日と定め、同日八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月六日

茨城県ひたちなか市西大島一丁目一九番二〇―四〇二号東横マンションＢ棟

株式会社志村建設

代表取締役　志村　龍人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

青森県青森市橋本一丁目七番二号

北方商事株式会社

代表取締役　小笠原勝博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

宮城県塩釜市貞山通三丁目一一番二八号

三陸運輸株式会社

代表取締役　髙城　崇充

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

東京都文京区本郷一丁目二八番一七号

株式会社荒井製作所

代表取締役　荒井　**像**

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号

株式会社光陽

代表取締役　倉本　洋二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二四階

エクスペディアホールディングス株式会社

代表取締役　ロバート・ヅィーラク

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月六日

山口県宇部市琴芝町一丁目一番六三号

防長商事株式会社

代表取締役　元永　貴明

株式併合につき通知公告

当社は、株式五百九十八株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年六月二十七日であり、同日における発行可能株式総数は四百株となります。

令和七年六月六日

石川県金沢市近岡町四六四番地一

丸一産業株式会社

代表取締役　奥野　久博

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社光陽ホールディングス（住所東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和七年六月六日

東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号

株式会社光陽

代表取締役　倉本　洋二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐藤榮作が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月六日

神奈川県横浜市港北区大曽根一丁目五番二―二一

日本における代表者　佐藤　榮作

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和七年四月九日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

茨城県久慈郡大子町大字小生瀬四〇五三番地の二

株式会社大藤組

規約型確定給付企業年金清算人　小林喜美子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和六年七月十七日付官報の号外第一六九号八十八頁に掲載されております。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

ハノーファー特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千九百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月八日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

ハノーファー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和六年七月十七日付官報の号外第一六九号八十九頁に掲載されております。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

キーム特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千三百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月八日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

キーム特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和六年七月十七日付官報の号外第一六九号九十五頁に掲載されております。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

キーム特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千四百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月八日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　フランクフルト特定目的会社

取締役　中村　武

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年五月三十日（号外第百十九号）本号で公布された法令のあらまし欄中（原稿誤り）				
九	三	一二	広告等	公告等